

大木町全世代型健康増進計画

令和7年2月

大 木 町

目 次

大木町全世代型健康増進計画（案）

第1章 計画の概要

- 1 計画の趣旨 2
- 2 計画の基本的な考え方 3
 - (1) 基本的な考え方
 - (2) 自治総合計画における本計画に関連する政策・施策・個別計画
- 3 計画期間 5
- 4 計画の成果指標 5

第2章 計画の内容

- 1 世代別の健康増進 7
 - (1) 妊娠から乳幼児期（胎児期～就学前）・少年期（小学生～中学生）の健康づくり
 - (2) 青年期（おおよそ 16～24 歳）から壮年期（おおよそ 25～44 歳）・中年期（おおよそ 45～64 歳）の健康づくり
 - (3) 高年期（おおよそ 65 歳以上）の健康づくり
- 2 全世代の健康増進 14
- 3 全世代型健康増進ネットワークの形成 17
 - (1) 多様な主体による健康づくりネットワークの形成
 - (2) 住民を中心とした空間（場）ネットワークの形成
 - (3) 全世代型健康増進ネットワークの形成の成果指標
- 4 全世代型健康増進拠点の在り方 20
 - (1) 拠点事業の実施体制
 - (2) 拠点（健康福祉センター）の運営

第3章 計画の推進及び見直し

- 1 計画の推進体制 21
- 2 計画の進行管理 21
- 3 計画の見直し 21

第1章 計画の概要

1 計画の趣旨

この計画は、「健康福祉センターの在り方検討委員会（令和5年度）」の健康福祉センターの在り方に関する答申を受け設置された、「全世代型健康増進拠点の在り方検討委員会」からの報告を踏まえ、健康福祉センターを拠点として、すべての町民を対象とした公共政策としての健康増進サービスを提供する「全世代型の健康増進」を推進するために策定するものです。

策定に当たっては、本町の健康づくりを総合的に推進するため、大木町自治総合計画（以下「自治総合計画」という。）に個別計画として位置づけられている、健康づくりに関連する計画と連携しながら、関係事業を体系的に位置づけています。

健康福祉センターの在り方についての答申書（抜粋）

3. 福祉・健康づくり等の拠点の在り方について 〈提案〉

- ・人口減少、少子高齢化社会の到来と町民の健康への関心の高まりを踏まえ、健康福祉棟は、全世代型健康増進拠点に転換し、町民利用を前提に「健康づくり日本一」を目指し、公共政策として健康増進事業サービスの提供を提案します。
- ・ライフステージ（妊娠期～乳幼児期～少年期～青壮年期～高齢期）に応じた、全世代型健康増進を推進するため、「食育」「介護予防」「生活習慣病改善」「メタボ・ロコモ予防」「健康維持・増進」等、医療との連携を視野にソフト事業の充実を提案します。
- ・高齢者の移動困難性や地域包括ケアシステムとの連携を踏まえ、大木町独自の「家庭・自治区集会場」、「校区コミュニティセンター」、「全世代型健康増進拠点」の健康づくりネットワーク形成を提案します。

2 計画の基本的な考え方

(1) 基本的な考え方

この計画の基本的な考え方は、自治総合計画に示す町の将来像である「だれもがいつまでも幸せに暮らせる^{けんこう}健康長寿のまち」の実現に向け、地域や医療、関係機関（社会福祉協議会等）、職域、学校と行政が連携し、「誰一人取り残さない健康づくり」を進めることで、「まちぐるみの全世代型健康増進の取組み」を推進することです。

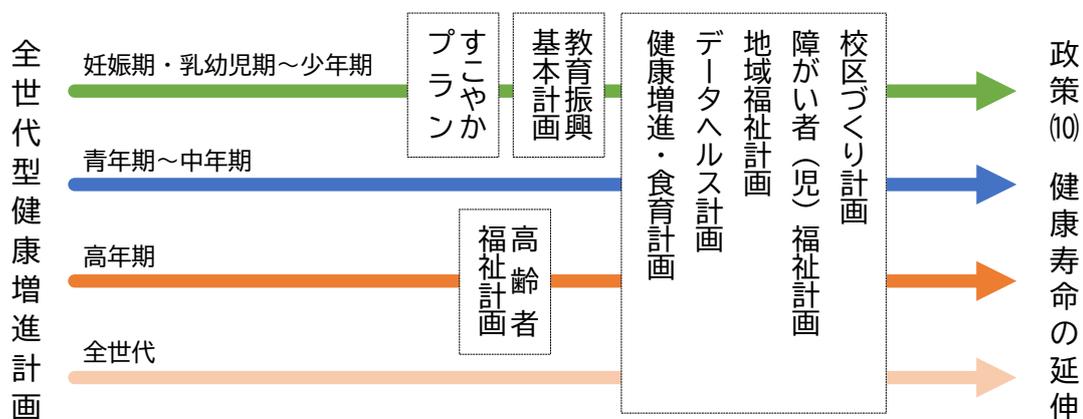
推進に当たっては、取組みの主体的な役割を担うのは一人ひとりの町民であることを念頭に、地域の健康と福祉の増進を図る施設である健康福祉センターを、「全世代型健康増進の拠点」として位置付け、すべての町民を対象とした健康づくり事業を推進するとともに、生活習慣病の予防や高齢者の介護予防、障がい者の健康づくりを充実させるため、福祉分野との連携を深化させていきます。

また、行政単独での事業実施には限界があることから、住民や地域、福祉団体、医療機関とともに、大学などの研究・教育機関などとの連携を強化し、事業に係る要望やアイデア、知見に基づく提案を受け入れ、事業の充実を図っていきます。

さらに、地域や職域、団体など、各主体が自主的に実施し、成果が期待される事業の情報収集と公表を通じて、多様な主体による健康づくりが推進される、協働・共創の実現を目指していきます。

なお、この計画を、自治総合計画の政策 10「健康寿命の延伸」を達成するための個別計画として、健康福祉センターにおける全世代型健康増進を図るための基本的事項及び実施施策を定めるとともに、自治総合計画における健康づくりに関連する計画（縦割り・領域型計画）を体系的に関連付け、総合的に施策を推進していきます。

(計画のイメージ)



(2) 自治総合計画における本計画に関連する政策・施策・個別計画

政 策・施 策	個別計画
政策 3. 地産地消統治消費の推進 施策①農産物地産地消の推進	○大木町人・農地プラン ○健康増進・食育計画
政策 7. 子育て環境と支援体制の充実 施策①妊娠から切れ目ない子育て支援体制 施策②子育てと仕事の両立ができる環境の推進	○おおきっ子「すこやか」プラン (以下「すこやかプラン」という。)
政策 8. 学校教育の充実 施策①未来を生きる人材の育成	○大木町教育大綱 ○大木町教育振興基本計画(以下「教育振興計画」という。)
政策 9. 子どもの育成活動の充実 施策①社会総がかりによる子どもの育成活動の推進	(個別計画なし)
政策 10. 健康寿命の延伸 施策①健康増進事業の推進 施策②食育の推進 施策③健康づくり意識の向上	○データヘルス計画 ○健康増進・食育計画
政策 11. 高齢者支援体制の充実 施策②社会参加や生きがいづくりの推進 施策③保健事業と介護予防の一体的実施	○データヘルス計画 ○健康増進・食育計画 ○高齢者福祉計画
政策 12. 障がい者福祉の充実 施策①地域生活及び社会自立の支援	○障がい者(児)福祉計画
政策 13. 総合福祉支援体制の充実 施策①地域福祉団体の活動支援	○地域福祉計画・活動計画
政策 14. 町の資源を生かした地域づくり、人づくり 施策①まちの価値を知る取組の推進	○(各校区)校区づくり計画(以下「校区づくり計画」という。)
政策 18. 生涯学習の推進と文化・スポーツ活動の充実 施策①スポーツの振興	(個別計画なし)
政策 22. 協働による地域づくりと住民自治の推進 施策①校区づくり活動の支援	○校区づくり計画

3 計画期間

この計画の計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。なお、健康増進事業の実施については、計画前期（令和7年～9年度前期）に、既存事業の実施と並行して実施体制及び内容の具体的検討、新規事業の試行的実施を行い、計画後期（令和9年度後期～11年度）に本格的実施とします。

4 計画の成果指標

この計画には成果指標を設定し、事業の効果測定や評価を行い、効果的な計画の推進を図ります。なお、成果指標の設定にあたっては、自治総合計画後期計画及び各個別計画の関連する成果指標に準じています。（成果指標値は、自治総合計画に準じて見直しを行います。）

また、この計画の全体的な成果指標としては、自治総合計画（後期基本計画）の町の将来像である「だれもがいつまでも幸せに暮らせる^{けんこう}健康長寿のまち（政策10.健康寿命の延伸）」及び政策がめざす町の姿としての「心身ともに健康で、元気に自立した生活ができていること」の実現に向け、計画の推進効果を計るため、次の成果指標を設定します。

成果指標①		現状値 (令和5年度)	中間目標 (令和8年度)	最終目標 (令和10年度)
健康寿命 (平均自立期間)	男	79.9歳	-歳 [※]	80.5歳
	女	85.4歳	-歳 [※]	86.0歳

※指標数値の性質から、中間目標値は設けない。

成果指標②	現状値 (令和5年度)	中間目標 (令和8年度)	最終目標 (令和10年度)
健康のために意識的に体を動かしたり、栄養バランスを考えた食事を毎日3食とっている町民の割合	58.4%	61%	63%

※大木町自治総合計画目指す姿（No.10）

第2章 計画の内容

この計画は、計画の趣旨及び基本的な考え方のもと、各世代を対象とした健康づくり事業、全世代を対象とした健康づくり事業を体系的に位置付け、総合的かつ効果的に推進していきます。

また、この計画に位置付ける実施事業は、健康福祉センターにおいて全世代型健康増進の拠点が主体となって実施する「拠点事業」と、全世代型健康増進拠点と関係課や団体、地域など各実施主体が連携する「連携事業」及び「提案事業」とします。

なお、「連携事業」、「提案事業」の実施については、実施主体と実施時期や場所、内容、結果、効果を相互に共有しながら事業の充実を図るとともに、「提案事業」については、地域と医療、関係機関（社会福祉協議会等）、職域、学校などとの連携強化を念頭に、住民や活動団体、大学等から地域の健康づくりに効果的な事業の提案を受け実施します。

さらに、地域の健康づくりに携わる主体や空間（事業や活動の場）などのネットワークの形成を図り、誰一人取り残さない健康づくりを推進していきます。

1 世代別の健康増進

(1) 妊娠から乳幼児期（胎児期～就学前）・少年期（小学生～中学生）の健康づくり

①この時期の特徴

妊娠期は、出産を控えた母体の変化が著しく、母体の生活習慣が胎児の成長発達に大きく影響します。

乳幼児期は、身体の発育やこころの発達が最も著しく、人格や生活習慣を形成する重要な時期です。保護者が乳幼児の健康の担い手となり、食生活等の生活習慣が形成される大切な時期でもあります。この時期は、保護者や家庭の影響が大きいいため、妊娠期から子育て期に至るまで、乳幼児やその家庭に対する切れ目のない支援が必要です。

少年期は、身体の成長が進み、基礎体力が身につく生活習慣などが形成される時期です。また、社会参加への準備段階で、精神神経機能が発達してきます。疾病や障害の大幅な増加は見られませんが、歯科では、むし歯の急増期となります。この時期の健康づくりは、学校や家庭を通じて、子どもの健康へのバックアップをすることが重要となります。（「健康日本 21（第三次）総論」より引用）

②実施事業（関連計画・関連事業）

ア) 拠点事業

事業内容	個別計画	主管課
健康福祉センター健康づくり事業 町民の運動習慣定着化を図ること及び多世代交流棟施設と健康福祉棟施設の適切な運営を図る事業 ・女性の運動教室【新規】 ・こども体力づくり教室【新規】	○データヘルス計画 ○健康増進・食育計画	健康課
健康づくりセミナー等啓発事業 町民の健康意識の向上を図る事業 ・啓発事業	○データヘルス計画 ○健康増進・食育計画	健康課

イ) 連携事業

事業内容	個別計画	主管課
こども家庭センター事業 妊娠期から子育て期までのあらゆる相談や事業を行うことで子育て支援の充実を図る事業 ・産前産後サポート事業 ・発達支援事業 ・こどもフェア、広場事業	○すこやかプラン	こども未来課

母子保健事業 妊産婦の訪問及び乳幼児健診、各種健診により、問題の早期発見・早期介入を図る事業 ・各種健康診査（乳幼児健康診査、妊婦健康診査、妊婦歯科検診、産婦健康診査） ・新生児聴覚検査費用助成 ・妊婦と乳幼児の食育事業	○すこやかプラン	こども未来課
大溝保育園事業・私立保育所運営事業 園児の健やかな成長を支援するための保育運営及び私立保育所及び認定こども園等に施設型給付費及び多様化する保育に取り組むための運営費補助を助成する事業 ・乳幼児の食育事業	○すこやかプラン	こども未来課
事務局運営事業（小中学校） 健やかな体を育む教育を推進する事業 ・就学時健康診断 ・体力の向上と健康を増進する教育の推進 ・学校給食の提供 ・児童生徒の食育事業	○教育基本計画	こども未来課
農産物地産地消推進事業 発育・発達重要な時期である少年期に地産農産物の利用を推進し、食育をとおして健全な食生活を図る事業 ・環のかおり価格差補填事業 ・特産農産物食育推進事業 ・農家さんが講師のこども食育教室【新規】	○人・農地プラン	産業振興課
子ども体験学習活動事業 普段学校では体験できない様々な体験や交流を通して、子ども達の生きていく力を育む事業 ・わんぱく体験隊、ジュニアリーダー研修	（個別計画なし）	地域づくり課

ウ) 提案事業

住民・活動団体の提案事業及び医療・大学等による提案事業、連携事業。

③成果指標

この時期は、特に母親の生活習慣等からの胎児や子どもの健康への影響が大きくなっています。胎児期・乳幼児期の健康づくりは大人になってからの生活習慣病予防にも関連していることが分かっており、妊娠届出（母子健康手帳交付）直後からの母親の健康管理が、乳幼児期から少年期の健康づくりの要になると言えます。これらの

ことから、事業の実施効果を計るため、次の成果指標を設定します。

成果指標	現状値 (令和5年度)	中間目標 (令和8年度)	最終目標 (令和10年度)
乳児を持つ母親のうち朝食 を食べていない人の割合	15.3%	13%	11%

(2) 青年期 (おおよそ 16~24 歳) から壮年期 (おおよそ 25~44 歳) ・ 中年期 (おおよそ 45~64 歳)

の健康づくり

①この時期の特徴

青年期は、生殖機能が完成し、子どもから大人へ移行する時期です。障害や病気の罹患は比較的少ないものの、自殺による死亡が見られるようになります。学生生活や単身生活で、生活習慣に問題がある場合が多く、壮年期以降の生活習慣の出発点として重要な時期です。この時期は、病気の有無ではなく、むしろ美容やファッションという視点で健康を捉えています。

壮年期は、就職、結婚、出産等により生活スタイルが大きく変化する、極めて活動的な時期です。身体的な機能は充実していますが、この時期から生活習慣の乱れによる生活習慣病やストレス等の発症が増加し始めます。精神障害や身体障害が増加し始めるのもこの時期です。入院は外傷や骨折、そしてがんが目立ち始めます。死亡の一位にがんが出現し、自殺、事故が続いています。自分の身体や健康に関心をもつことが重要な時期と言えます。

中年期は、高年期への準備期であり、身体機能が徐々に低下していく時期です。身体の障害も多くなってきます。この時期の健康観は、病気と関係が深く、健康が気になり始める時期です。病気の予防や将来にわたる生活の質[※]の維持を視野に入れ、自分の健康を考える必要があります。(「健康日本 21 (第三次) 総論」より引用)

※生活の質とは、その人本人が、どれだけ「人間らしい生活」「自分らしい生活」を送れているかという主観的な尺度です。

②実施事業 (関連計画・関連事業)

ア) 拠点事業

事業内容	個別計画	主管課
健康診査・健康づくり推進事業 がん等による死亡率の減少を図る事業 ・各種検 (健) 診 ・新たなステージに入ったがん検診 (女性特有の無料がん検診)	○データヘルス計画 ○健康増進・食育計画	健康課
特定保健指導・生活習慣病重症化予防事業 生活習慣病による重症化予防を図る事業 ・特定保健指導、生活習慣病重症化予防保健指導	○データヘルス計画 ○健康増進・食育計画	健康課
特定健康診査事業 生活習慣病の予防による医療費の適正化を図る事業 ・特定健康診査	○データヘルス計画 ○健康増進・食育計画	健康課

健康福祉センター健康づくり事業（職域連携） 町民の運動習慣定着化を図ること及び多世代交流棟施設と健康福祉棟施設の適切な運営を図る事業 ・企業向け運動プログラム【新規】	○データヘルス計画 ○健康増進・食育計画	健康課
健康づくりセミナー等啓発事業（職域連携） 町民の健康意識の向上を図る事業（健康づくり啓発） ・職域連携（商工会・企業・JA）による健康経営の取組み、企業の健康宣言の推進【新規】	○データヘルス計画 ○健康増進・食育計画	健康課

イ) 連携事業

全世代型の健康増進として実施します。

ウ) 提案事業

住民・活動団体の提案事業及び医療・大学等による提案事業、連携事業

③成果指標

この時期は、生活習慣が乱れやすく、高血圧や糖尿病などの生活習慣病発症への影響が大きくなります。身体活動や運動習慣を確立することは、生活習慣病の発症予防につながることから、事業の実施効果を計るため、次の成果指標を設定します。

成果指標	現状値 (令和5年度)	中間目標 (令和8年度)	最終目標 (令和10年度)
1回30分以上かつ週2回以上の運動を1年間実施している人の割合	36.7%	42%	46%

(3) 高年期（おおよそ 65 歳以上）の健康づくり

①この時期の特徴

高年期は、社会的には人生の完成期で余生を楽しみ、豊かな収穫を得る時期です。一方、身体的には老化が進み、健康問題が大きくなる時期でもあります。寝たきりなどの介護を必要とするケースも現れるほか、視聴覚機能の低下、歯の喪失による咀嚼の機能障害など、生活の質にかかわる症状があらわれることもあります。この時期は、生活の質を保持し、住み慣れた地域で生活を送れるよう、地域の人々や保健・医療・福祉の専門家による支援が必要となります。また、保健事業では、高齢者の特性を捉え、高齢者の虚弱（フレイル）の進行を予防する取組へと転換することが必要となります。（「健康日本 21（第三次）総論」より引用）

合わせて、高年期を健康に豊かに過ごすために、スポーツ、芸術、文化活動やボランティア活動などの参加を促します。

②実施事業（関連計画・関連事業）

ア) 拠点事業

事業内容	個別計画	主管課
健康診査・健康づくり推進事業（再掲） がん等による死亡率の減少を図る事業 ・各種健康診査	○データヘルス計画 ○健康増進・食育計画	健康課
特定保健指導・生活習慣病重症化予防事業（再掲） 生活習慣病による重症化予防を図る事業 ・特定保健指導、生活習慣病重症化予防保健指導	○データヘルス計画 ○健康増進・食育計画	健康課
特定健康診査事業（再掲） 生活習慣病の予防による医療費の適正化を図る事業 ・特定健康診査	○データヘルス計画 ○健康増進・食育計画	健康課
ポピュレーションアプローチ事業 フレイル予防を目的に健康意識への動機づけを行う事業 ・出前講座 ・足腰シッカリ教室、健口栄養教室 ・大喜楽サロン	○データヘルス計画 ○健康増進・食育計画 ○高齢者福祉計画	健康課

ハイリスクアプローチ事業 生活習慣病重症化予防を目的に個別の健康課題に対応した健康相談や保健指導を行う事業 ・生活習慣病重症化予防・健康状態が不明な高齢者の状態把握のための家庭訪問などによる保健指導や健康相談	○データヘルス計画 ○健康増進・食育計画 ○高齢者福祉計画	健康課
---	-------------------------------------	-----

イ) 連携事業

事業内容	個別計画	主管課
介護予防（一般）推進事業 介護予防を目的に健康維持に対する意識づけを行う事業 ・からだと脳の健康度チェック	○高齢者福祉計画	福祉課
サロン活動支援事業 地域での住民主体の介護予防や地域づくり活動を支援する事業	○高齢者福祉計画 ○地域福祉計画・活動計画	福祉課

ウ) 提案事業

住民・活動団体の提案事業及び医療・大学等による提案事業、連携事業。

③成果指標

この時期は、身体的な老化による健康への影響が大きく、介護を必要とするケースが増えてきます。個々人や地域、専門家が一体となって介護予防等の取り組みを行うことで、介護が必要になる時期を遅らせ、介護サービスを適切に提供することができることから、事業の実施効果を計るため、次の成果指標を設定します。

成果指標	現状値 (令和5年度)	中間目標 (令和8年度)	最終目標 (令和10年度)
介護認定率	16.2%	16.5%未満	16.5%未満

2 全世代の健康増進

①目指す姿

人生 100 年時代を迎え、社会が複雑化・多様化する中で、住民一人ひとりの健康課題も多様化しています。全ての住民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現を目指し、様々な働きかけによって、どのような立場にある人も健康づくりに取り組むことができる「誰一人取り残さない健康づくり」を推進します。

個人の行動と健康状態の改善に加え、個人を取り巻く社会環境の整備や質の向上及びライフステージを踏まえた、心と体の健康づくりを通じて、健康寿命の延伸と健康格差の縮小を実現するものです。人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持って、助け合いながら暮らせる社会を目指し、まちぐるみ全世代型健康増進に取り組んでいきます。

②実施事業（関連計画・関連事業）

ア) 拠点事業

事業内容	個別計画	主管課
全世代食育の推進事業 すべての世代に対して食育を推進し、生活習慣病の予防を図る事業 ・ 情報発信（広報紙、HP、SNS等） ・ 食育教室、出張食育授業【新規】 ・ 食育団体等の育成等	○健康増進・食育計画	健康課
健康づくりセミナー等啓発事業（再掲） 町民の健康意識の向上を図る事業（健康づくり啓発） ・ イベント時の啓発	○データヘルス計画 ○健康増進・食育計画	健康課
健康福祉センター健康づくり事業（再掲） 町民の運動習慣定着化を図ること及び健康福祉棟施設の適切な運営を図る事業 ・ 出前講座 ・ 健康運動イベント ・ ご当地体操普及啓発 ・ 健康づくり相談事業 ・ 筋力・持久力アッププログラム【新規】 ・ 企業向け運動プログラム【新規】 ・ 初心者料理教室【新規】 ・ 出張親子体操教室【新規】 ・ 音楽活動等を通じた健康増進事業【新規】	○データヘルス計画 ○健康増進・食育計画	健康課

イ) 連携事業

事業内容	個別計画	主管課
障がい者（児）地域生活支援事業 障がい者（児）が、地域で自立した日常生活や社会生活を行うことができるよう支援する事業 ・障がい者軽スポーツ教室 ・健康づくり個別サポート事業【新規】	○障がい者（児）福祉計画 ○地域福祉計画・活動計画	福祉課
町民スポーツ支援事業 スポーツの力を活用し、町民の健康維持、促進と町民主体の地域づくりを支援する事業 ・町民スポーツ交流会（小学生スポーツ交流大会、総合球技大会、町民ソフトバレーボール大会、町民綱引き大会、リレーマラソン大会等）	（個別計画なし）	地域づくり課
まち歩き事業 住民が地域への愛着と誇りをもって暮らすために、まち歩きを通して地域の魅力を改めて発見し、地域も磨けるようなまちづくりを目指す事業 ・おおきさるこいフェスタ	（個別計画なし）	地域づくり課
校区コミュニティ推進事業 校区で発揮できる仕組みづくりを行う事業 ・みんなが参加できるウォーキング・ラジオ体操（大溝校区） ・健康体操の促進（各事業実施時にラジオ体操等の実施）（木佐木校区） ・グランドゴルフ大会（大莞校区）	○校区づくり計画	地域づくり課
生涯学習講座事業・文化活動支援事業 各校区コミセンを拠点に生涯学習講座や文化芸術活動に対する町民の意識を高めるとともに、重層的に交流できる場所づくりを推進する事業	（個別計画なし）	地域づくり課

ウ) 提案事業

住民・活動団体の提案事業及び医療・大学等による提案事業、連携事業。

③成果指標

「誰一人取り残さない健康づくり」を推進し、健康寿命の延伸と健康格差の縮小を実現することで、予防可能な生活習慣病等にかかる医療費の適正化を図り、国民健康保険制度等の健全運営を目指します。このため、事業の実施効果を計る指標として、次の成果指標を設定します。

成果指標	現状値 (令和5年度)	中間目標 (令和8年度)	最終目標 (令和10年度)
国民健康保険実質収支	単年度赤字決算	単年度黒字決算	単年度黒字決算

3 全世代型健康増進ネットワークの形成

全世代型健康増進拠点とライフステージ、多様な主体、様々な空間のネットワークを形成することで、だれでも、どこでも、いつでも「だれもが健康づくりに取り組み、心身ともに元気な生活が送れている地域」を目指します。

(1) 多様な主体による健康づくりネットワークの形成

全世代型健康増進拠点と「医療」、「職域」、「地域」、「学校」、「関係機関」と、拠点事業及び連携事業を通じ「つながり」を作り、「健康づくりネットワーク」の形成を目指します。

①「医療」とのつながり

かかりつけ医との連携による、適正な医療の提供や生活習慣病の重症化予防を進めます。また、慢性疾病患者が抱える社会課題（社会的孤立、雇用、貧困など）に対し、関係団体や地域への接続を図り、健康なまちづくりを目指します。

・がん検診、特定健康診査事業、特定保健指導、生活習慣病重症化予防事業等

②「職域」とのつながり

商工会やJA等を通じ、専門職（保健師、管理栄養士、健康運動指導士）の派遣（出前講座等）を通じ、健康経営の取組みの啓発や社員・職員の健康づくりの支援を進め、職場における健康づくりを目指します。

・健康づくりセミナー等啓発事業（職域連携）等

③「地域」とのつながり

各自治区・公民館や校区との連携を図り、健康増進活動や食生活改善推進における地域活動等を支援し、地域づくり組織との共同による健康づくり活動を推進します。

・全世代食育の推進事業（食生活改善推進会活動）、健康づくりセミナー等啓発事業（啓発事業）、まち歩き事業、町民スポーツ支援事業等

④「学校」とのつながり

小中学校と連携を図りながら、専門職や専門職ボランティアによる出前講座などを通じて、児童、生徒の生涯に渡る健康習慣の獲得を目指します。

⑤「関係機関」とのつながり

社会福祉協議会やスポーツ協会などとの連携を図り、性別、年齢、障害の有無にかかわらず、だれもがスポーツや健康づくりに親しみ、取り組める環境づくりを行い、町民が豊かに暮らせる社会づくりを目指します。

・子ども体験学習活動事業、町民スポーツ支援事業、健康づくり個別サポート事業等

(2) 住民を中心とした空間（場）ネットワークの形成

①健康を支えるための環境づくり

一人ひとりの健康は、社会的環境や経済的環境の影響を受けています。このため、個人の対策のみでは解決できない課題に対し、健康を支え守るための環境づくりに取り組む必要があります。

地域においては、日常の暮らしのなかでの助け合い、見守り活動や、自治区、校区における活動、趣味、ボランティア活動など様々な活動の場があり、そのような「場」に参加し、自らの楽しみや役割を見つけることが心身の安定にもつながります。また、高齢者や障がい者など、心身機能が衰えても、一人ひとりの「強み」が引き出され、社会参加や労働意欲が醸成され、地域社会の一員として活動できる環境整備も必要です。

このような様々な地域活動など社会参加の促進に加え、地域における支え合いの体制づくりや気軽に相談できる体制づくりなど、福祉課などが推進する事業と連携し、誰一人取り残さない健康づくりを推進します。

②実施事業（連携事業）

事業内容	個別計画	主管課
包括的な相談支援体制づくり事業 関係機関が連携し、地域住民の複合化した困りごとに対する多種多様な相談受付体制を構築する事業	○地域福祉計画・活動計画	福祉課
地域福祉団体などの活動支援事業 地域の各種団体の取組みを通じ、困りごとなど身近に相談し合える体制を整備する事業	○地域福祉計画・活動計画	福祉課
各校区組織・福祉活動支援事業 各校区組織への生活支援コーディネーター配置等を通じて校区づくり活動を支援する事業	○地域福祉計画・活動計画 ○校区づくり計画	福祉課 地域づくり課
地域力強化対策事業 関係機関と連携し、孤独な人、孤立者が地域とのつながりを継続していくための支援する事業	○地域福祉計画・活動計画 ○校区づくり計画	福祉課 地域づくり課
障がい者地域生活支援事業 障害のある人も生きがいをもって地域で主体的に生活できるよう支援する事業	○障がい者（児）福祉計画 ○地域福祉計画・活動計画	福祉課
障がい者自立支援事業 就労支援の充実、社会参加の促進等、地域で自立した日常生活を行うことができるよう支援する事業	○障がい者（児）福祉計画 ○地域福祉計画・活動計画	福祉課

(3) 全世代型健康増進ネットワークの形成の成果指標

全世代型健康増進ネットワークの形成は、「だれもが健康づくりに取り組み、心身ともに元気な生活が送れている地域」を目指し、誰一人取り残さない健康づくりを推進する地域社会の醸成を目的としています。これは、自治総合計画における目指す町の将来像「だれもがいつまでも幸せに暮らせる^{けんこう}健康長寿のまち」を実現するための一つの手段であることから、自治総合計画に準じた成果指標を設定し、実施効果を計ります。

成果指標①	現状値 (令和5年度)	中間目標 (令和8年度)	最終目標 (令和10年度)
子ども達を育て、見守ることができる地域の環境が整っていると感じる町民の割合	52.5%	58%	64%

※大木町自治総合計画目指す姿 (No.9)

成果指標②	現状値 (令和5年度)	中間目標 (令和8年度)	最終目標 (令和10年度)
地域活動、文化スポーツ活動、就労など町の様々な分野で高齢者が元気に活躍していると思う町民の割合	50.6%	55%	61%

※大木町自治総合計画目指す姿 (No.11)

成果指標③	現状値 (令和5年度)	中間目標 (令和8年度)	最終目標 (令和10年度)
障がいがある人に対する福祉サービスが充実していると感じる町民の割合・障害のある人が地域で安心して暮らしていると感じる町民の割合	22.5%	26%	31%

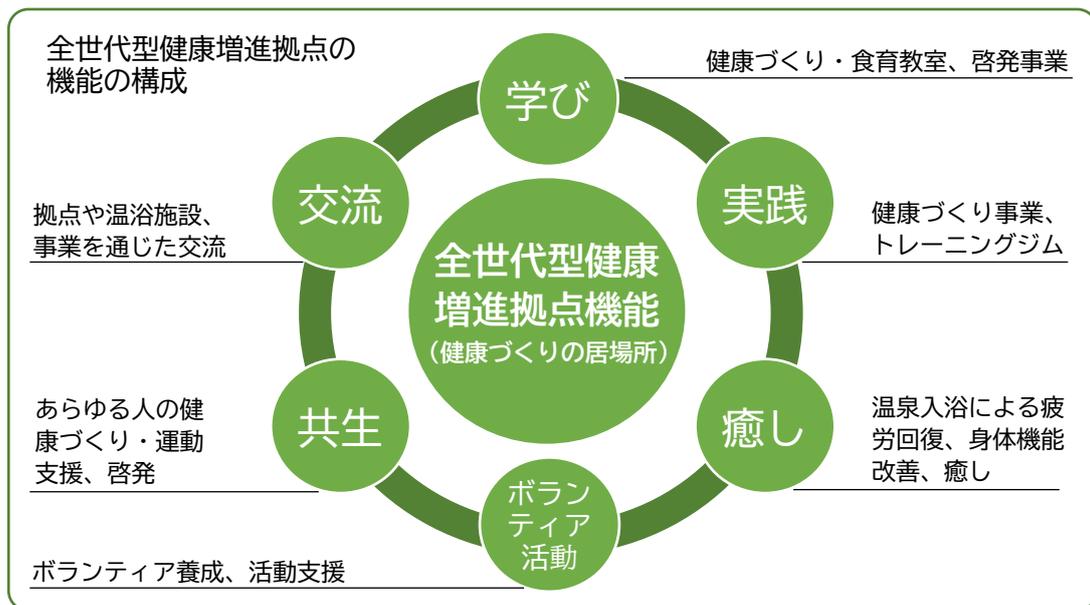
※大木町自治総合計画目指す姿 (No.12)

成果指標④	現状値 (令和5年度)	中間目標 (令和8年度)	最終目標 (令和10年度)
困ったときに相談できる人や相談する場所があると感じている町民の割合	38.0%	40%	45%

※大木町自治総合計画目指す姿 (No.13)

4 全世代型健康増進拠点の在り方

健康福祉センターは、全世代型健康増進の拠点として、健康増進事業の提供のほか、多様な主体のネットワーク、空間（場所）のネットワーク、ライフステージのネットワークの形成を推進していきます。このため、全世代型健康増進拠点を、「健康づくりの場」、「健康を学ぶ場」、「交流の場」による「健康づくりの居場所」として位置づけ、その機能を発揮し、健康増進の推進を図るために、拠点における健康増進事業実施体制及び拠点の管理運営体制の整備を行います。



(1) 拠点事業の実施体制

健康増進拠点として、公共政策としての健康増進事業を提供していくため、健康福祉センターにおける、町民の健康増進に係る施策や事業の企画立案や実施、関係課や関連機関・団体との調整や連携強化ができる体制を再構築する必要があります。

このため、健康福祉センターにおける利活用方法の見直しや町の健康増進関連部門の配置や機能移転、他の公共施設を含む機能集約なども視野に、町自らが主体的に健康増進事業を実施できる体制の確立を図っていきます。

(2) 拠点（健康福祉センター）の運営

健康福祉センターは、公共政策として全世代型健康増進事業を提供する公共施設として効率的な運用を図るため、原則として指定管理による管理運営とします。なお、指定管理による管理運営委託を行うにあたっては、(仮称)大木町指定管理者モニタリング基本方針及び大木町指定管理者のモニタリングに関する実施要領に基づき、適正な管理運営を行います。

第3章 計画の推進及び見直し

1 計画の推進体制

この計画の推進に当たっては、各事業に係る関係課、健康及び福祉に関する行政機関や研究機関・団体（以下「関係機関等」）や町民、地域との連携が必要です。このため、計画の進捗について、関係機関等や町民、地域の代表者からなる協議会等を活用し、計画の推進について意見を求めるとともに、連携及び協力関係をさらに密にし、計画の効果的かつ総合的な推進を図ります。

2 計画の進行管理

この計画の進行管理は、健康課が行います。なお、各年度の計画に基づく事業の実施状況の把握を行うとともに、計画期間の中間年度においては、計画の進捗に係る点検、評価を行います。また、大木町全世代型健康増進計画の進捗管理、大木町全世代型健康増進拠点の事業内容や運営に関する意見・提案を目的に、（仮称）全世代型健康増進拠点運営委員会の設置検討を行います。

3 計画の見直し

この計画は、計画期間の中間年度に行う計画の進捗に係る点検、評価結果及び自治総合計画における成果指標の達成度をもとに、計画の見直しを行います。なお、自治総合計画及び個別計画の見直し及び並行して行われる健康福祉センターの大規模改修の実施内容、進捗状況に応じ、必要がある場合は随時見直しを行います。

